

# 岡崎市議会追加議案

令和 2 年 11 月 臨時 会



## 令和2年11月岡崎市議会臨時会追加議案目録

議案番号	件名	ページ
118	岡崎市美術博物館等整備基金条例等の廃止について	1
119	岡崎市附属機関設置条例の一部改正について	3
120	岡崎市長の給与の特例に関する条例の制定について	5
121	岡崎市長の退職手当の特例に関する条例の制定について	7
122	令和2年度岡崎市一般会計補正予算（第9号）	9



岡崎市美術博物館等整備基金条例等の廃止について

岡崎市美術博物館等整備基金条例等を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年11月 9 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市美術博物館等整備基金条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 岡崎市美術博物館等整備基金条例（昭和52年岡崎市条例第 2 号）
- (2) 岡崎市公園施設整備基金条例（昭和58年岡崎市条例第 3 号）
- (3) 岡崎市文化施設整備基金条例（平成16年岡崎市条例第 8 号）
- (4) 岡崎市東岡崎駅周辺地区整備基金条例（平成21年岡崎市条例第 2 号）
- (5) 岡崎市公共施設保全整備基金条例（平成24年岡崎市条例第81号）

附 則

この条例は、令和 2 年11月30日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市民の暮らしを守ることを最優先すべきこととし、市民の生活を支援するための施策を実施するに当たり、既存の財源を活用するため、基金を廃止する必要があるによる。



令和2年第119号議案

岡崎市附属機関設置条例の一部改正について

岡崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年11月9日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第2 岡崎市教育支援委員会の項の前に次のように加える。

岡崎市30人学級実施検討会議	30人学級の実施のために必要な事項の審議	25人	学識経験を有する者	委嘱又は任命をされた日の属する年度の翌年度の末日まで
----------------	----------------------	-----	-----------	----------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、市立小中学校における30人学級の実施に関する審議を行うため、教育委員会の附属機関として、岡崎市30人学級実施検討会議を設置する必要があるによる。





令和2年第120号議案

岡崎市長の給与の特例に関する条例の制定について

岡崎市長の給与の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和2年11月9日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市長の給与の特例に関する条例

令和2年12月1日から令和3年11月30日までの間における市長の給料の月額は、岡崎市長等の給与に関する条例（昭和26年岡崎市条例第13号）第3条第1号の規定にかかわらず、同号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、市長の給与の支給について所要の調整をする必要があるによる。



令和 2 年第121号議案

岡崎市長の退職手当の特例に関する条例の制定について

岡崎市長の退職手当の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年11月 9 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市長の退職手当の特例に関する条例

令和 2 年12月 1 日において在職する市長の同日を含む任期に係る退職手当は、岡崎市職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡崎市条例第12号）第 2 条第 1 項及び第 3 項並びに第 6 条の 6 の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

この条例は、令和 2 年12月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、市長の退職手当の支給について所要の調整をする必要があるによる。



令和2年第122号議案

令和2年度岡崎市一般会計補正予算（第9号）

令和2年度岡崎市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,535,053千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192,127,798千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月9日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
18	財産収入	699,603	△20,340	679,263
	1 財産運用収入	204,849	△20,340	184,509
20	繰入金	7,954,679	8,133,190	16,087,869
	2 基金繰入金	7,931,807	8,133,190	16,064,997
21	繰越金	1,227,953	193,946	1,421,899
	1 繰越金	1,227,953	193,946	1,421,899
22	諸収入	3,787,575	11,228,257	15,015,832
	5 雑入	2,620,950	11,228,257	13,849,207
	歳入合計	172,592,745	19,535,053	192,127,798

## 歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2	総務費	52,489,925	19,539,980	72,029,905
	1 総務管理費	8,387,902	△19,352	8,368,550
	2 総務諸費	41,689,751	19,559,332	61,249,083
8	土木費	19,547,658	△3,822	19,543,836
	5 都市計画費	6,191,311	△1,594	6,189,717
	6 公園緑地費	2,720,196	△2,228	2,717,968
10	教育費	18,000,539	△1,105	17,999,434
	4 学校教育費	5,997,460	346	5,997,806
	5 社会教育費	2,292,880	△1,451	2,291,429
	歳 出 合 計	172,592,745	19,535,053	192,127,798





